

1 対象となる活動

1と2を一体的に実施

① 相当程度のまとまりを持って、化学肥料や農薬を原則5割以上低減するなどの先進的取り組み



以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

- 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則5割以上減らすこと
- エコファーマーの認定を受けること
- 一定のまとまりをもった取り組みであること

〔自作目ごとに見て…集落等の生産者の総数5割以上
又は
作物全体で見ても…集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上〕

② 地域全体の農業者による環境負荷低減に向けた取り組み

- 地域の農業者の8割以上が環境負荷低減に向けた取り組みを実施すること

● 過水代り田 ● たい肥の活用

(図③)

2 支援の内容

① 先進的営農支援
取り組み面積に応じて交付(取り組み農家への配分可)

支援単価(20万円/10a) × 取り組み面積 = 交付額(取り組み農家への配分可)

作物区分	10a当たり単価 (国の支援分)	10a当たり単価 (国と地方の合計)
水稲	3,000	6,000
麦・豆類	1,500	3,000
いも・根菜類	3,000	6,000
葉菜類	5,000	10,000
果菜類・果実的野菜	9,000	18,000
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	20,000	40,000
果樹・茶	6,000	12,000
花き	5,000	10,000
上記の区分に該当しない作物	1,500	3,000

② 営農基礎活動支援
地域全体での環境負荷低減に向けた取り組みを進めるため、技術の研修・実証、土壌や生物の調査分析などの活動に対して支援

例えば、

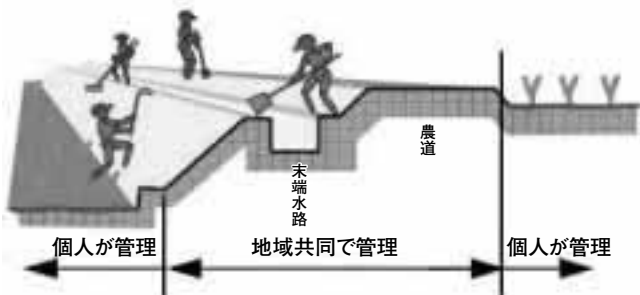
- ・技術研修会などの開催
- ・技術実証ほの設置
- ・技術マニュアルの作成 等



集落等を単位とする支援
1地区当たりの支援額：20万円(国と地方の合計)

共同活動区分

(図④)



■共同活動への支援
地域が共同で管理する農道や水路での活動に対して支援されます。(図④)

農地や水路、農道の維持保全のために必要な基礎的な活動を行う「基礎部分」と併せ

て、農業施設の長寿命化につながる保全管理を行う「農地・水向上活動」と、生態系や景観の保全など農村の環境を良くする「農村環境向上活動」を行い「誘導部分」に取り組み場合に支援が行われま

す。具体的には、地域の農道や水路など農業施設の点検・保全を行い、補修作業や清掃活動などの作業計画を策定し実践するとともに、PTAや自治会などと連携して生き物調査や非かんがい期に水路に

水を通して水質保全に努めるなど生態系・水質・景観や環境の保全と、農業施設の維持・管理についてのメニューがあり、その中から選択して実施します。(図②)

共同活動に対する支援は、地域内の水田・畑・草地に於いて十町あたりの助成単価を基準に、助成金が活動組織に交付されます。(図①)

なお、助成の対象となるのは農業振興地域内の農用地のみです。また、中山間地域等直接支払交付金(農業の生産条件に関する条件不利を補正

用語解説

※¹ 食料・農業・農村基本計画：食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展および農村の振興を目標に策定された農業計画

※² エコファーマー：都道府県が認定する、「土づくり、減化学肥料、減化学農薬」の三つの技術に体的に取り組む農業者

■営農活動への支援

共同活動に取り組む地域で、次の取り組みを全て行っている活動組織に対して、支援があります。(図③)

① エコファーマーの認定を受けた農業者の農地などがある。

② 化学肥料や農薬の使用を京都府が定めている各農産物の一般的な栽培に関する使用量から五割以上減らす実